

「天和三年就日光御修復被仰渡覚帳」と若干の問題（上）

― 新史料の紹介をかねて ―

長谷川 成一

はじめに

天和三年（一六八三）閏五月二十六日、津輕藩江戸屋敷に藩主登城の切紙が届けられ、翌二十七日、江戸城において津輕藩四代藩主津輕信政は陸奥国二本松の藩主丹羽長次ら四名とともに日光東照宮の普請役を下命された。本稿では、この普請役に関する津輕藩の動向を克明に記した「天和三年就日光御修復被仰渡覚帳」を翻刻し、それに加えて同史料を基幹とした、当該普請役の関係史料を筆者が編纂・集成して、大方の利用に供したいと考える。

なお紙幅の関係から、本報告書においては右史料の約三分の一を収載するにとどまったこと、また天和三年の日光山東照宮普請役についての右史料に基づいた新たな歴史的意義付けなどについての考察は割愛せざるを得なかったことを、あらかじめ御断りしておきたい。

補注 従来の研究史において、当該普請役については、長谷川成一編

『津輕藩の基礎的研究』（国書刊行会 一九八四年）所収の拙稿
「北方辺境藩研究序説」二二―二六頁が唯一の言及であるので、
是非参照されたい。

一、「天和三年就日光御修復被仰渡覚帳」について

「天和三年就日光御修復被仰渡覚帳」は、弘前市立弘前図書館の所蔵にかかるものであって、天和三年の時点からそう遠くない時期に作成されたものと考えられる。天和三年の日光東照宮の普請修復工事は、あとで詳しく述べることになるが、普請役の下達が前述のごとく閏五月二十七日であって、工事が終了して津輕藩の家臣やその他普請に参加した大名の家臣に対して、江戸城において褒賞がおこなわれたのが同年十二月二日のことであったので、正味約半年間の工事であった。この普請に関して実際の工事は勿論のことながら、それにまつわる様々な作業がおこなわれたのは当然であって、その

一環として工事の開始から終了にいたるまで各方面で交わされた、色々な関係文書を保存し記録することも実施された。「天和三年就日光御修復被仰渡覚帳」は、普請の下令から工事の期間中の、公儀すなわち幕府老中並びに幕府役人から伝達された各文書を集成したもので、日並みに下達文書を収録し、貞享元年（一六八四）三月二十九日惣普請奉行松平正信の家臣西山治五右衛門からの日光山普請における扶持方に関する書状を収めて、同史料を締め括っている。すなわち幕府から津輕藩の江戸屋敷並びに日光の普請現場における下達文書を日並みに配列した、いわゆる「御用留帳」とも称し得る史料である。

ところで、「弘前藩庁日記御国日記」（以後、当史料を「津輕藩国日記」と略記する）貞享二年（一六八五）十一月朔日の条につきのように見える。

- 一、從江戸日光御帳面下候ニ付相改、夫々相渡申目錄左記之、
- 一、日光山御宮御修復御勘定帳 一冊
- 一、被仰渡覚帳 一冊
- 一、両度御登山日記 一冊
- 一、御会所留帳 一冊
- 一、諸色留帳 一冊
- 一、五年寄合帳 一冊
- 一、諸色覚帳 一冊
- 一、日記 一冊

- 一、御要用目錄 一冊
- 一、御普請諸道具覚帳 一冊
- 一、御普請諸道具并衣類之帳 一冊
- 一、窺之覚帳 一冊
- 一、日光山御普請入札帳 二拾五冊

外二目錄老本

右の史料に見えるように、日光東照宮の普請工事が終了してから二年後、江戸の藩邸より国許の弘前へ、「日光御帳面」と称する、大量の日光東照宮普請役に関する記録類が送達されてきた。そのなかに「被仰渡覚帳」とあるのが、本稿で取り上げる「天和三年就日光御修復被仰渡覚帳」と見なして差し支えないと思われる。このほかの帳簿類については、藩主津輕信政が日光へ赴いた一件史料である「両度御登山日記」（弘前図書館蔵、正式の史料名は、「就日光御修復両度御登山日記」という）を除けば、残念ながら管見の限りでは現物が残存していないのではないかと思われる。従ってその意味からも当史料は成立年がほぼ判明していること、十七世紀の後半にあつてその存在が確実な史料で確認されているものであること、膨大な帳簿類のなかで僅かに当時の状況を現在に伝えることができ、数少ない史料であること、以上の三つの観点からして貴重であると言えよう。

「天和三年就日光御修復被仰渡覚帳」の、津輕藩に関する史料においては以上のような位置付けがなされるが、ほかの地域における

現存史料との関連にあっては、如何なる価値を有するであろうか。近年、栃木県日光市においては市史の編纂がおこなわれ、一九七九年には『日光市史』中巻（日光市）通史編が刊行された。この通史編の後に、一九八六年、同書史料編の中巻が刊行されたが、東照宮の造営・修復の章には寛永十九年（一六四二）の「日光山東照宮造営帳」のほかに延享元年（一七四四）の修復御手伝い関係の一件史料しか収録しておらず、通史編には天和三年の修復工事に關する記述はあるものの、本稿で紹介する「天和三年就日光御修復被仰度覚帳」以外に、史料として掲載しているものは『日光市史』にあっては見当たらないのが現状である。これは近世の史料が膨大であるため、地方史の編纂にあって全てを史料編に収録するのが事実上不可能なことでもあり、致し方のないものと考ええる。但し通史編においては、この天和三年の東照宮修復工事についてのほとんどが、「徳川実紀」などの後世の編纂物に依拠した記述になっているのが気にかかるところである。

津輕藩とともに同じく日光山東照宮修復の助役を命じられたほかの大名についてみてみると、丹羽長次と内藤義泰は現在の福島県二本松市と同県いわき市に城地をもつ大名であるが、『福島県史』第八巻史料編三（臨川書店 一九八六年復刻）・同書第十巻上史料編五上（同前）においては、両藩の藩政関係史料は収録されていても、この天和三年の日光山東照宮修復の普請役についてはまったく関係史料を収載していない。ついで出羽国新庄の戸沢氏についても同様

で、『山形県史』第二巻近世編上（山形県 一九八六年）にあって、新庄藩の藩政についての記事はあっても、天和の普請役についてはなんら説明するところは見当たらなかった。

真田氏松代藩においては、現在国立史料館に同藩の藩庁史料が架蔵されている。同館より、『史料館所蔵史料目録』として第二十八集（国立史料館 一九七八年）、第三十七集（同 一九八三年）及び、第四十集（同 一九八五年）と三回に分けて同藩の史料目録が刊行され、その全貌が明らかにされてきた。第二十八集と第三十七集には、「御手伝」の項に普請役に関する史料が分類されているが、いずれも天保四年（一八三三）久能山御宮修復に関する史料であって、天和三年の日光山東照宮普請役に関する史料は架蔵されていない模様である。

以上、助役を下命された各大名家の史料の残存状況を調査したところ、当天和三年の日光山東照宮普請役を詳細に記録した直接的な史料は、津輕家を除いた地の大名家には現存しておらず、その点でも「天和三年就日光御修復被仰度覚帳」は、興味尽きない史料であると言える。もう一つ付け加えるならば、土木史・災害復旧史の分野でもこの史料は検討に値する材料を提供すると考えられる。というのは、そもそもこの普請役は天和の大地震の後の復旧工事として実施されたものであるから、普請に用いる材木・石材などの寸法や種類が事細かに指定されているばかりでなく、当時の工法にも言及している箇所が見えることから、技術的にも多くの示唆を与える

ものと推察される。

二、天和三年日光山東照宮普請役の概要

周知のごとく近世における日光東照宮は、元和二年（一六一六）

四月十七日、大御所徳川家康が駿府で薨じると、いったんは久能山に葬られ、翌三年の四月一周忌を画して日光山に改葬され東照社として鎮座した（元寛日録）のをもってその創建と見なしえよう。これを元和東照社と称している。つぎに寛永の大造替と呼ばれる大規模な増改築工事が、三代將軍徳川家光の手によって実施に移されたのは、寛永十一年（一六三四）のことであった。これは徳川家康の二十一回忌の神忌を営むことを想定して着手されたもので、二年後の寛永十三年がそれに当たった（寛明日記）。この造替によって元和の東照社はほとんどその形態がなくなり、現在の東照宮の諸堂社がほぼこの造替によって建て揃ったのであった。

この後、天和三年の普請役にいたる期間におこなわれた、主要な日光東照宮の御手伝い普請を、実施年・普請箇所・御手伝い大名に分けて列挙すれば、つぎのようになる。

寛永二十年	相輪塔造営	奥平忠昌
正保二年	東照宮石垣修築	松平光長 有馬忠頼 黒田忠之 奥平忠昌
慶安二年	三仏堂造営	大田原政清 大田原増清
慶安二年	日光旅館造営	菅野資俊 那須資景 大関高増 福原資盛 大田原政高
慶安二年	石垣修築など	有馬忠頼 奥平忠昌
慶安四年	家光廟造営	保科正之 土井利隆 松平光通 松平昌勝 松平昌親 松平直良 本多重能 藤堂高次
承応三年	東照宮銅瓦改造	奥平忠昌
明暦二年	三仏堂修理	奥平忠昌
万治二年	東照宮神橋など修理	奥平忠昌
万治二年	日光行殿造構	堀親昌 大関高増 大田原政清 那須資祇 福原資盛 菅野資俊 大田原政繼
万治二年	今市行殿造構	堀親昌 大関増周
寛文四年	東照宮修理	内藤忠興
天和三年	東照宮諸堂社本坊	丹羽長次 内藤義泰 津輕盛
寛永十五年	東照宮坊舎再造	奥平忠昌
寛永十八年	廟堂改造諸堂修理	奥平忠昌 那須資重 大田原政清 菅野資泰 福原資盛

※善積美恵子「手伝普請一覽表」(『学習院大学文学部研究年報』
十五 一九六八年)社寺・日光山の表を参考にした。

これらの普請に参加したのは、おおむね日光と所領が近接している下野宇都宮城主奥平氏と、那須氏・大田原氏・福原氏などの那須衆であることに気がつかれるであろう。那須衆は小大名と万石以下の交代寄合であり、彼等は大名に準じて參觀交代をおこない、普請役も賦課されたのであった。このほか下野国以外では常陸・上野国の大名で、下野に近接した者達が御手伝いを命じられている。また慶安四年の家光廟(大猷廟)造営に際しては、保科正之ほか当時の幕閣が普請を担当しており、その点においては、慶安の造営は若干例外とも言えるもので、寛永の大造替が幕府自身の手で、換言すればほかの外様大名へ御手伝いを命じることなく実施したのと、あるいは類似のケースであったとも考えられる。それにしても天和三年の東照宮諸堂社本坊・石垣修理は、従来の日光東照宮修築には見られない遠方の大名に普請役を賦課しており、新たな先例を切り開いたものであった。

天和三年四月五日、日光山に地震があり、ついで五月十七日の大地震、同月二十三日・二十四日の大地震によって、東照宮、御殿・本坊の石垣など山中の石垣が崩壊した(『新収日本地震史料』第二卷 東京大学地震研究所 一九八二年 四一四〜四二四頁)。幕府は、この間に上使を派遣して日光山中の被害を検分し、その再建を

検討した。その結果、閏五月六日、奏者番松平正信・使番保田宗郷・山下昌勝が日光山地震後の修復奉行を命じられた。ついで大工頭・大工棟梁などが日光に赴いて現地状況を把握し、東照宮などの一連の被害の復旧を図ることに決したのであった(前掲『日光市史』中巻 通史編 四三一・四三二頁)。

閏五月二十七日、日光山修復助役の大名が決定し、御宮は陸奥国二本松丹羽長次、同国磐城平内藤義泰、同国弘前津軽信政が、仏殿(大猷廟)・大師堂・本坊は信濃国松代真田幸道、出羽国新庄戸沢正誠が修復工事を担当することになった。助役大名は右の通りであって、「東照宮修営年録」(『日光叢書社家御番所日記』十六 日光東照宮社務所 一九七六年 六七六頁)によれば、幕府側からは奏者番松平正信を惣普請奉行として次の人々が普請に参加し、工事の監督にあたった。

一、天和三癸亥年、大地震ニ付、

御宮 御堂御修営、 奥院御宝塔唐銅御建立、

惣御奉行

松平備前守正信

掛り

保田美濃守宗郷

山下信濃守昌勝

御大工頭

鈴木長兵衛

荻原七郎兵衛

御被官

内山清左衛門

坂本三郎兵衛

大石忠左衛門

遷宮御用、

御代官

市川孫右衛門

樋口又兵衛

鑄工

椎名伊予

五月廿六日着、

地震上使

堀田对馬守

九月廿二日着、

御普請上使

阿部豊後守

十一月朔日着、

同断

堀田下総守

御宝塔御供養、

寺社奉行

板倉伊予守重形

十一月着、

御宮方

御手伝

丹羽若狭守

内藤左京亮

津輕越中守

御靈屋并御本坊

御手伝

真田伊豆守

戸沢能登守

(マ、)
日光奉行

梶左兵衛佐定良

御大工

鶴 飛驒

六月末には普請が開始され、工事は順調に進むかに見えたが、九月朔日また大地震が日光を襲い、ほとんど完成にちかづいていた普請のうち、御宮・本堂を除く惣石垣が全て崩落した(前掲『新収日本地震史料』第二巻 四二五〜四三〇頁)。幕府は早速再修理を各大名に命じ、十一月初旬には、これらの工事が終了して、宝塔供養や安鎮修法が実施され、日光における大地震の修築はここに成ったのであった。同月二十一日、工事に携わった幕府役人への褒賞と、助役大名の拜謁が許され、翌十二月二日、助役大名の家臣に対して褒美が下賜されて当該普請役は終了した(前掲『日光市史』中巻通史編 四三三・四三四頁)。

三、天和三年日光山東照宮普請役に関する史料集成

天和三年の日光山東照宮普請役の概要は前節で述べた通りであった。本節では、次の凡例をもって、「天和三年就日光御修復被仰渡覚帳」の翻刻と、それをベースとした当該普請役の関係史料を編纂・集成することにする。

凡例

収録にあたっては、原典に忠実であることを基本とし、形式も原典にならうように務めた。ただし、編纂の都合により、次のように取り扱った。

- 一、全文に、適宜読点と並列点を施した。
- 一、原典中の漢字で常用漢字にあるものは、原則として常用漢字を使用した。

一、変体仮名と合字は通用のひらがなに改めた。

一、欠字・平出・抬頭の箇所は、通常の文体に改めた。

一、*を付した箇所は、「天和三年就日光御修復被仰渡覚帳」にはなく、研究の利便を勘案して編者が新たに加えた史料である。

一、*を付した史料は、『徳川実紀』第五編 第四十二卷（吉川弘文館 一九六五年）を除き、全て弘前図書館の所蔵にかかわるものであり、史料名は「津軽藩江戸日記」、「津軽藩国日記」とした。

(表紙)

(縦二九・七×横二一・二cm)

天和三癸亥年

就日光御修復

被仰渡覚帳

津軽玄蕃

田村藤太夫

堀伝左衛門

從閏五月廿六日至于貞享元甲子年三月廿九日

於江戸并日光被仰渡之覚

目録

一、以御奉書殿様被遊御登城日光御修復御手伝被仰渡候事、

一、就日光御修復以御黒印被仰渡候事、

一、日光御修復三御奉行様御覚書并以御口上被仰渡候品々之事、

付御差図并御役人被申渡候事、

右月日之順次第記之、

於江戸被仰渡之覚

天和三癸亥年

閏五月廿六日

一、今日未中刻、大久保加賀守様・阿部豊後守様・戸田山城守様御連署之御切紙参候、御文言之趣、

御用之儀有之候間、明日四時可有登城候、以上、

閏五月廿六日

戸田山城守

阿部豊後守

津軽越中守殿

大久保加賀守

右之御請

御切紙拜見仕候、御用之儀御座候間、明日四時可致登城之旨、

畏奉存候、右之節他出仕御請罷成延引候、恐惶謹言、

津輕越中守

閏五月廿六日

御名乘御判

大加賀守様

阿豊後守様

戸山城守様

御報人々御中

右之御請於那須遠江守様御下屋敷相認、御月番阿部豊後守様へ御聞役小川貞右衛門持参差上之、

＊〔津輕藩江戸日記〕天和三年閏五月二十六日条

一、申后刻、御老中様大久保加賀守様・戸田山城守様・阿部豊後守

様より御奉書到来、則御請被遊候御使者大原弥大夫殿、

右は明廿七日御用之義有之候間、四時御登城可被成と之御文言也、

閏五月廿七日

一、今日辰刻御登城被遊候之処、御老中様被仰渡候者、今度日光御

宮并御本坊御修復御手伝被仰付候旨被仰渡候、

一、右之節日光御修復御手伝之御同役并御役高之御書付、左ニ記之、

日光御修復御手伝之覚

御宮并本坊

役高七万石

丹羽若狭守

役高五万石

内藤左京亮

役高三万石

津輕越中守

御仏殿并御殿大師堂

役高七万石

真田伊豆守

役高五万石

戸沢能登守

以上、

殿様從御城直ニ堀田筑前守様・大久保加賀守様・阿部豊後守様・戸田山城守様・牧野備後守様へ御出、巳中刻被遊御帰候、

＊〔津輕藩江戸日記〕天和三月閏五月二十七日条

一、右日光御普請御手伝被仰付候ニ付、御国元へ早飛脚被遣之、本

多安郎左衛門組三浦長介・成田七郎右衛門組晴山久右衛門、明

日より道中八日ふりニ申付ル、委細御用状控ニ有之、日光御修復御手伝之覚

御宮并本坊

役高七万石

丹羽若狭守

役高五万石

内藤左京亮

役高三万石

津輕越中守

御仏殿并御殿大師堂

役高七万石

真田伊豆守

役高五万石

戸沢能登守

＊〔徳川実紀〕第四十二卷 天和三年閏五月二十七日条

日光山修理の助役命ぜらる。本坊は丹羽若狭守長次。内藤左京亮義泰。津輕越中守信政。仏殿。大師堂は真田伊豆守幸道。戸沢能登守正誠なり。

閏五月廿八日

一、今日未下刻大久保加賀守様へ御間役戸沢弥五兵衛被遣候処、加賀守様申中刻從御城御退出、使者之間へ御出、弥五兵衛ニ被仰聞候者、今度日光御用ニ付彼地へ御引越可被成様ニ御手伝方も可被思召候得共、左様ニは無御座候、奉行人并人足等被遣丁場御請取せ、御普請中四・五日之御逗留ニ而兩度程御越被成、御見廻り御帰被成義ニ御座候間、左様ニ御心得可被成之由、御直ニ被仰渡候、

六月六日

一、殿様へ日光御普請三御奉行松平備前守様・保田甚兵衛様・山下五郎右衛門様より御切紙参候、左ニ記之、
日光御用之儀可申渡候間、明七日五過備前守宅へ御家来老人可被差越候、以上、

六月六日

山下五郎右衛門
保田甚兵衛
松平備前守

津輕越中守様

右御返報

御切紙致拜見候、日光御用之儀被仰渡候間、明七日五過備前守殿御宅迄家来老人差越可申之旨得其意存候、以上、

津輕越中守

六月六日

松平備前守様
保田甚兵衛様
山下五郎右衛門様

六月七日

一、從三御奉行様昨日被仰越候ニ付、今日松平備前守様御宅へ田村藤大夫被遣候処、日光御普請御用之御書付三通御渡被成候、左ニ記之、

小屋場之覚

一、御宮方

丹羽若狭守
内藤左京亮
津輕越中守

右之面々へは鉢石裏西東ニ而可相渡事、

一、御堂方

真田伊豆守
戸沢能登守

右之面々へは六供之辺ニ而可相渡事、

以上、

御手伝方家来之覚

一、家老 耆人

一、本ノ役 式人

一、御普請方奉行 式人

以上、

覚

一、御廟廻へ罷出候役人足は輕对之衣類不苦候、其外之御普請場へ出候人足は合印計付候之様可被致事、

一、御普請丁場割之義は、追而委細可申渡事、

一、役人足小屋場之儀於日光山口忠兵衛御被官之者可相渡候間、

可被得其意候、小屋懸等之儀輕可被申付事、

一、小屋場所之儀別紙相注候事、

付、可被請取小屋地畧之坪数被逐穿鑿、早々書付可有持

参候、

一、下奉行人数之儀別紙相注之事、

以上、

六月七日

＊〔津輕藩江戸日記〕天和三年六月七日条

一、松平備前守様へ田村藤太夫致伺公候処、日光御普請之御書付三通御渡シ被成奉請取罷帰、則指上ル、

＊〔津輕藩国日記〕天和三年六月七日条

一、閏五月廿七日江戸発足之御飛脚成田七郎右衛門組晴山久右衛門

・本多安郎左衛門組三浦長助、道中八日振ニ被仰付候へ共、鍋

掛洪水ニテ川渡不能成由今日未上刻下着、此御飛脚ハ今度殿様

へ日光御宮御修復被仰出付而右之段申来候、

一、右之御儀ニ付久祥院様へ御書被進候付而則御使者御小性組毛内

安兵衛、右之御祝儀御口上申付遣之、從江戸申来候閏五月廿七

日日光御修復御手伝御宮并本坊

役高七万石 丹羽若狭守

役高五万石 内藤左京亮

役高三万石 津輕越中守

御仏殿并御殿大師堂

役高七万石 真田伊豆守

役高五万石 戸沢能登守

一、右之御修復御手伝御用ニ付岡田帶刀・唐牛与右衛門・大湯彦右

衛門・櫛引源左衛門・新屋縫殿丞・山田源右衛門・都谷森甚之

丞・櫛引武兵衛・三上孫左衛門、

右之面々從江戸左右次第可罷立旨申渡候、尤支度仕可罷在由申

渡之、

一、傍嶋主水・牧只右衛門此兩人大組支配可仕旨從江戸被仰下候ニ付申渡之、尤宿次繼飛脚御証文岡田帶刀方より改置、請払可仕之旨申渡之、

一、右之御役付爰元大組足輕之内、御持足輕之内、諸手足輕之内、御持鑓之者之内、郷足輕之内御蔵給地共ニ、百姓之内、御相撲之者之内不殘、右之内ニテ、器量・力量様子能者之分兼テ撰置可申由、從江戸追テ御左右次第爰元罷立候様ニ申付置、人数夫々調候テ出来次第、先書付江戸へ指登せ可申由、右之人数御入用次第登せ可申候、尤爰元より罷立候日より御扶持被下候段可申渡旨被仰下候、則岡田帶刀・唐牛与右衛門・大湯彦右衛門・成田七郎右衛門・新屋縫殿丞・御郡奉行関次助又ハ牧只右衛門ニ右之段申渡ス、

一、櫛引源左衛門義ハ湯治仕ニ付而、月番成田七郎右衛門へ申渡之、
一、都谷森甚之丞・青盛在番三上孫左衛門御城番故、右之段久保田市郎左衛門ニ申渡之、

一、傍嶋主水御城番故、牧只右衛門ニ申渡之、
一、權之進病氣ニ付、右之御用ニ付市郎左衛門・伝左衛門・權之進宅へ出座ニ而右之御用申渡ス、

一、都谷森甚之丞義御用ニ付從青盛(森)弘前へ呼寄候ニ付、御歩行目付柿崎源之丞今日青盛へ遺ス、

＊六月九日

〔津輕藩国日記〕天和三年六月九日条

一、今度殿様日光御宮修覆御手伝被仰付ニ付、津輕庄右衛門殿、御城代、御手廻、御馬廻御組頭、御留守居組、御用人、大目付、御旗奉行、御物鑓奉行、大組御持筒、諸手御長柄頭、御城付御長柄奉行、寺社奉行、御郡奉行、御町奉行、御勘定奉行、御目付、寄合、御手廻、御馬廻御番頭、北村藤九郎・北村源次郎・渡辺清右衛門迄右為御祝儀登城、

一、從久祥院様、今度從江戸被仰越候日光御修覆御手伝被仰出之旨申来候ニ付、為御祝儀御使者今次郎兵衛被進候、此段江戸へも申上候、

＊六月十日

〔津輕藩国日記〕天和三年六月十日条

一、今度日光御修覆御手伝被仰付候ニ付而、從此元罷登候面々家来召連之儀相談之上ニテ申渡之、

覚

岡田帶刀上下九人・唐牛与右衛門上下八人・大湯彦右衛門上下八人・新屋縫殿丞上下六人・櫛引源左衛門上下六人・山田源右衛門上下五人・都谷森甚之丞上下五人・櫛引武兵衛上下五人・三上孫左衛門上下五人、

右何も從江戸御左右次第右之人数ニテ可罷立旨申渡之、

六月十三日

一、昨晚松平備前守様從御家來御用之儀有之候間、明朝可參之旨申
來候付、今朝五時備前守様御宅へ田村藤大夫致伺公候之處、御
書付一通御渡被成候、左ニ記之、

覺

一、御宝塔取納候儀同新規取建候共、丹羽若狹守・内藤左京亮

・津輕越中守役人足立合可申事、

一、御廟唐銅御鳥居廻三方石垣裏面共ニ築直、岩岐一ヶ所同斷、

同石柵新規立直し四半石敷直事、

一、御廟御宝藏地形下りを直し、土台を石ニ而取替、其外繕修
復之事、

一、御本地堂南之方新規石垣取付より東中之御藏北之方隅迄石
垣築直し繕、同石柵新規立直し、同岩岐老ヶ所ひうち石垣

共ニ築直之事、

一、經藏・御宝藏・同御藏廻石垣築直し繕、四半石敷直し繕、

仁王門前岩岐東之方より御本地堂西之岩岐迄石垣築直し繕、

石柵立直し繕、同西之岩岐仕直し、仁王門兩脇石柵新規立

直し事、

一、御本地堂前燈籠堂地形共直之事、

一、中之御藏北之方銅瓦塀取退、石垣築直し、塀繕、御藏登り

高欄直し、下之御藏縁板高欄修復、御手水屋柱貫の鼻大輪

仕直、仁王門柱貫の鼻繕、下之番所修復之事、

一、本坊東之裏門より北へ折廻表通石垣裏面共ニ築直し、其外

右之場所何によらず致候ハて不叶所之分修復之事、

以上、

右は津輕越中守御手伝方、

但、人足出入之道筋は仁王門通之事、

六月十三日

右は御書付御渡被成候ニ付、三御奉行様へ御使者被遣之、

六月十六日

一、殿様へ三御奉行様より以御切紙被仰越候趣、左記之、

以手紙致啓上候、於日光小屋場所之儀来廿三日・四日可相渡

之旨、日光目代山口忠兵衛并御被官前沢藤兵衛方より由來候

間、右之日限小屋場被請取候様ニ彼地へ御家來可被差遣候、

為其如斯御座候、以上、

六月十六日

山下五郎右衛門

保田甚兵衛

松平備前守

津輕越中守様

右之御返報

御切紙致拜見候、日光小屋場所来廿三日・廿四日ニ可被相渡之

旨、從日光目代山口忠兵衛并御被官前沢藤兵衛申來候条、右之

日限小屋場請取候様ニ家来共可差遣之旨被仰聞、得其意存候、
以上、

六月十六日 津輕越中守

松平備前守様

保田甚兵衛様

山下五郎右衛門様

＊〔津輕藩国日記〕天和三年六月十六日条

- 一、今度日光御宮御修覆御手伝被仰出候ニ付、津輕玄蕃殿・田村藤太夫・堀伝左衛門・山中六左衛門・神又兵衛被遣之旨申来候、
伝左衛門儀爰元二三日之支度仕可罷登由申来候、其段伝左衛門へ申渡、右就御用ニ堀伝左衛門召連罷登可申旨申来候面々、
- 一、御中小性三上仁左衛門・只木儀右衛門・斎藤助之丞・桜庭五太夫・成田理右衛門・小田桐権左衛門・阿部三右衛門・砂川太右衛門・三上助左衛門・秋元市郎右衛門、
- 一、福士弥三右衛門組警固柏森三右衛門・对馬半左衛門、並对馬次五右衛門・佐々木伝右衛門・斎藤与四右衛門・長尾権十郎・三浦勘兵衛・沢山藤三郎・成田伝兵衛、
- 一、須藤五郎太夫組警固成田与五兵衛・葛西九兵衛、並三上太郎左衛門・池田源之丞・鎌田小兵衛・久保田佐助・須藤弥兵衛・内山長七・佐野万三郎・小笠原四五右衛門、
- 一、大湯彦右衛門組三上吉左衛門・葛西清兵衛・瓜田半三郎・成田

善助・福士茂右衛門・長内九助・高屋大次郎・宮館所左衛門・
一戸惣右衛門・桜庭惣三郎、

一、松五左衛門組警固広瀬久左衛門、並工藤藤兵衛・古川惣左衛門・
角田市郎兵衛・相馬作右衛門・千葉作右衛門、

一、傍嶋主水組警固山形長十郎、並赤平三左衛門・石戸屋権左衛門・
櫛引源左右衛門・且代次右衛門・鹿内孫兵衛、

一、牧只右衛門（組脱）警固斎藤佐次右衛門、並桜庭金右衛門・原
田助左衛門・葛西惣兵衛・成田孫右衛門・葛西伝之丞、

一、青木四郎兵衛組警固相馬又左衛門、並神市左衛門、

一、佐藤新五左衛門組警固熊谷喜兵衛、並鹿内九兵衛、

一、本多安郎左衛門組奈良孫四郎、

一、吉村湯左衛門組木田次部右衛門、

一、新屋縫殿丞組福士善四郎、

一、丹野序右衛門組山口与次右衛門、

一、桜庭半兵衛組小田桐四郎右衛門、

一、笠原八郎兵衛組須藤助五郎、

一、成田七郎右衛門組黒滝嘉右衛門、

＊六月十九日

〔津輕藩国日記〕天和三年六月十九日条

- 一、今日江戸へ堀伝左衛門其外御中小性御足輕共ニ召連、爰元兎足、
一、御郡奉行関治助申立候、今度日光御用ニ在々人足相揃、器量見

申候義、何方之場ニ而見可申由就申候ニ、御評定所ニ而も又は御郡奉行月番宅ニ而も勝手次第ニ可仕旨申渡之、

一、大組御足輕警固式人並三人諸手足輕警固四人並四人、郷足輕警固四人並四人右之通兼而器量・力量撰置候者申付、明後廿一日ニ此元相立申候、從若道中直ニ日光へ可参由申參候儀も可参之候、左候ハ、半途迄從江戸人御出シ被差置候筈ニ候間、日光へ可参候、就夫右之者共日光御用相勤候内ハ九月迄面々宿々ニ而如何様之忌差合出来候共、申通間敷候、若不叶用事有之候而從宿々書状越申候ハ、此元当番之御目付迄用事有之候書状越申候、忌差合之儀ハ不申越候由相断越申候様ニと可申渡之旨、大湯彦右衛門・成田七郎右衛門ニ申渡之、

日光ニて御役人從江戸御書付御下候覚

- 一、惣奉行咍人 津 輕 玄 蕃
- 一、本ノ奉行式人 田 村 藤太夫 堀 伝左衛門
- 一、御普請奉行式人 山 中 六左衛門 神 又兵衛
- 一、御目付式人 福 士 九右衛門 舟水与三左衛門
- 一、小屋懸奉行式人 川 分 清左衛門 河 合 作右衛門
- 右兩人ニ付添御用可相達之、
- 一、人足惣奉行式人 林 治部右衛門 棟 方 七兵衛
- 一、御普請諸道具預り人式人 長 尾 佐左衛門
- 八木橋武右衛門
- 伊 藤 儀兵衛
- 一、金銀請払奉行式人 齋 木 市右衛門 山 口 甚兵衛

一、賄惣奉行式人 雨 森 權右衛門 秋 村 理右衛門

一、火廻惣奉行式人 廻 間 權右衛門 福 士 小左衛門

一、御右筆咍人 佐 野 孫左衛門

一、御医者咍人 辻 道 益

一、外科咍人 八 木 甫 閑

一、表右筆六人 村 山 又四郎 村 上 太兵衛

伊 藤 孫 七 中 路 又 助

一、御勘定之者三人 河 目 儀右衛門 塩 津 治兵衛

西 之 市 郎 兵 衛 比 留 間 伴 右 衛 門

一、御歩行目付式人 横 木 仁 兵 衛 兼 平 覚 之 丞 外 崎 茂 左 衛 門

右之面々今度日光御修覆御手伝申可相勤者也、

亥六月十日

右之者自御在所罷登候面々此御役相勤候内は、此元宿々ニ而如何様之忌差合出来候共、從宿書状ニ而も堅登せ申間敷候、不叶用事有之候而書状越申候ハ、此元当番之御目付へ忌差合之儀は不申越候、用事有之書状登せ申由相断可申由、夫々宿々へ可申渡由申渡之、

水六月二十一日

〔津輕藩国日記〕天和三年六月二十一日条

一、大組御足輕、諸手御足輕、郷御足輕警固式拾人、日光就御用ニ今日相立候、但道中十三日振ニ申付候、

＊六月二十四日

〔津輕藩江戸日記〕天和三年六月二十四日条

一、樋口茂左衛門義於日光石請弘奉行、棟方七兵衛同断ニ可相勤之旨、間宮求馬申渡之、

＊六月二十七日

〔津輕藩江戸日記〕天和三年六月二十七日条

一、去廿五日日光山洪水ニ付申之刻飛脚到着、御用状持参之、

〔徳川実紀〕第四十二卷 天和三年六月二十七日条

日光山より、この廿五日山中洪水の注進あり、

七月四日

一、今日大久保加賀守様・阿部豊後守様より御連書之御切紙参候、

御文言之趣、

御用之義有之候間、五日四時可有登城候、以上、

七月四日

阿部豊後守

大久保加賀守

津輕越中守様

右之御請

御切紙拜見仕候、御用之儀御座候之間、明五日四時登城可仕之旨奉畏候、私儀先日申上候通、尔今気色悪敷罷在候付、登城難

仕迷惑奉存候、委細使者口上ニ申合候、恐惶謹言、

津輕越中守

御名乗御判

七月四日

大加賀守様

阿豊後守様

御報人々御中

右之御用之儀、就日光御普請御黒印御頂戴被遊ニ付被為召候也、

＊〔津輕藩江戸日記〕天和三年七月四日条

一、御奉書一通大久保加賀守様・阿部豊後守様より御使村田孫四郎

を以被遣之、則御請被遊候、御使者今并惣右衛門勤之、右之御

請佐野孫左衛門相認之、

七月五日

一、今日就御黒印御頂戴、昨日真田伊豆守様・戸沢能登守様へも御

奉書参候、

殿様御事は依御風氣不被遊御登城、伊豆守様・能登守様御登城、

御黒印御頂戴、其写則右從御両所様参候、左ニ記之、

初之御ケ条ニは、今度日光御修復中不依何事申分仕間敷旨、

二之御ケ条ニは、喧嘩口論并押買狼籍仕間敷之旨、

三之御ケ条ニは、人返停止之旨被仰出候趣也、

右御黒印之写参候付、御口上書被遣之候趣、左ニ記之、

口上之覚

今朝於殿中就日光御用御黒印被成御頂戴候、御写候而可被遣之旨、堀田筑前守殿御老中御列座ニ而被仰渡候ニ付、右之御写被遣之、則頂戴仕候、拙者儀気色悪罷在候故、筑前守殿御老中へ則以使者御請申上候、以上、

七月五日

津軽越中守

真田伊豆守様

戸沢能登守様

一、松平備前守様御家来より田村藤太夫方へ御用之儀有之候間、今日昼過備前守様御宅へ致伺公候之様ニと手紙参候付参上仕候处、御書付二通御渡被成候、左ニ記之、

覚

一、今度於日光山御作事方御石垣共ニはかゆき候手廻し存寄有之は、此方へ可被申聞事、

一、御普請にかゝり候もの、卯刻ニ罷出、申刻退出致さすへき事、

一、双方築合之所ニ而互に縄を見合、遅方を待、手木之前少もせりあひ不申候様ニ堅可被申付候、御被官大石忠左衛門・内山清左衛門・坂本三郎兵衛御普請之義ニ付而申付趣、違背不仕様ニ可被申付事、

一、御材木并釘鏢其外諸色請取候節入念可逐吟味候勿論、御勘定之儀は面々ニ可相立事、

一、大工木挽つかひ候儀、毎日念入可改之、尤材木其外諸色つかひ候所も可為同前事、

一、御普請之道具何ニても盗不申様ニ急度可申付置事、

一、御材木并石など道筋ニむきと不捨置様ニ可被申付事、

一、於御普請場喧嘩口論制禁之、縦如何様之仕懸有之といふとも可令堪忍之旨堅可被申付置事、

付、大工諸職人并人足等にいたるまで、随分あやまち不致様ニ可仕候事、

一、火之用心堅可被申付候、相定候火所ニ而用事相叶外ニ而火一切取扱不申様ニ是又急度可被申付候事、
右之通何れも御普請中被申合尤ニ候、以上、

亥七月 日

山下五郎右衛門

保田甚兵衛

松平備前守

一、忌服之事、

不苦候由、三御奉行様御口上ニ而被仰渡候、

一、両御廟之内へ出入候人夫札之事、

御官方御三人御人数紛不申候様ニ札ニ而印可仕由、三御御奉行様御口上ニ而被仰渡候、

一、椎名小屋番之事、

御宮方御手伝御三人より替々可被成候、昼式人、夜四人程可然之由、備前守様御家来西山治五右衛門申候、

以上、

右之御覚書御渡被成候付、三御奉行様へ御使者被遣之、

＊〔津輕藩江戸日記〕天和三年七月五日条

一、申中刻日光御用ニ付御墨印之写、戸沢能登守様・真田伊豆守様より御口上書之御連署参候、則御返事被遊候、為御請堀田筑前守様・大久保加賀守様・阿部豊後守様・戸田山城守様・牧備後守様、戸沢弥五兵衛相勤之、

一、今晚日光御用之儀ニ付、申ノ刻より寄合有之、内藤左京亮様御家来本々大嶋半兵衛・穂高兵右衛門、丹羽若狭守様御家来惣奉行江口三郎右衛門、本々岡田長兵衛、御普請奉行土屋甚右衛門、御聞役植木次郎右衛門被参、

七月十二日

一、從松平備前守様御用之儀御座候間、可致伺公之旨被仰越候ニ付、田村藤太夫遂参上候処、今度日光御普請御手伝中御扶持方之御定書御渡被成候、左ニ記之、

覚

一、千五拾人扶持 高七万石役 丹羽若狭守

一、千五拾人扶持 高七万石役 真田伊豆守

一、七百五拾人扶持 高五万石役 内藤左京亮

一、七百五拾人扶持 高五万石役 戸沢能登守

一、四百五拾人扶持 高三万石役 津輕越中守

右は於日光山御普請手伝依被仰付、書面之通御扶持方被下候間、御普請始候日より仕廻候日迄、面々家来之者手形ニ以松平備前守・保田甚兵衛・山下五郎右衛門裏判可被相渡候事、

一、三百人扶持 高貳万石役 松平備前守

一、六拾人扶持 高四千石役 保田甚兵衛

一、三拾老人扶持 高千七百石役 山下五郎右衛門

右三人御普請奉行依被仰付被下候間、道中上下彼地逗留中書面老倍扶持之積、面々以直手形可被渡之事、

以上、

天和三亥七月九日

豊後 印
加賀 印

市川孫右衛門殿

樋口又兵衛殿

右御書付相渡り候ニ付為御礼、堀田筑前守様・大久保加賀守様・阿

部豊後守様・戸田山城守様・牧野備後守様へ御使者御聞役被遣之、

＊〔津輕藩江戸日記〕天和三年七月十二日条

一、松平備前守様より御用之儀御座候由ニ付田村藤太夫罷越候処、
今度日光御用ニ付御扶持方四百五十人扶持之御書出シ御渡被成
奉請取罷届候、右為御礼御老中様牧備後守様へ御使之戸沢弥五
兵衛相勤之、

七月十四日

一、殿様へ從三御奉行様以御切紙御家来当御地発足之儀御差図被成
候、左ニ記之、

以手紙致啓上候、拙者共儀廿二日・廿三日之内段々御当地可
致発足候之条、御家来衆は拙者共日光着二・三日程以前ニ彼
地へ参着被申候様ニ可被遣候、為其如斯御座候、以上、

七月十四日

山下五郎右衛門

保田甚兵衛

津輕越中守様

松平備前守

右御返報

御切紙致拜見候、各様来廿二日・廿三日之内御当地御発足可被
成之条、家来共義日光御着二・三日程以前彼御地へ致参着候様
ニ可差遣旨被仰聞、得其意存候、以上、

七月十四日

津輕越中守

松平備前守様

保田甚兵衛様

山下五郎右衛門様

＊七月十五日

〔津輕藩国日記〕天和三年七月十五日条

一、唐牛与右衛門・大湯彦右衛門・櫛引源左衛門・新屋縫殿丞・山
田源右衛門・三上孫左衛門・都谷森甚之丞・櫛引武兵衛右八人
私宅へ呼候而先達而日光御用ニ可被差登儀可有之候由被仰出候
間、内支度仕可罷有之旨從江戸申来候段申渡之、

一、今日從江戸御飛脚致到着候、御家老中何角と御差積日光御用之
面々相定候ニ付、此度各罷登候ニ不及候、御用之儀有之候は追
而可被仰越由申来候旨申渡之、

七月十六日

一、從三御奉行様御五手御家来へ以御廻状被仰渡候趣、左ニ記之、

以手紙申入候、御被官大石忠左衛門・内山清左衛門明後十八
日御当地発足、日光へ罷越候、彼地到着次第第椎名伊予小屋場
相渡、早速致竹矢来番所申付、從爰元御宝塔之木形其外段々
遣入置申管二候之間、左候は兼而申渡候通早々小屋番之義各
被仰合被相勤、尤ニ存候、為其如是候、以上、

七月十六日

山五郎右衛門

保甚兵衛門
松平備前守

植木次郎右衛門殿 奉

相木市兵衛殿 奉

田村藤太夫殿 奉

金井久右衛門殿 奉

竹尾十兵衛殿 奉

於日光被仰渡之覚

七月廿日

一、酉刻御被官大石忠左衛門・内山清左衛門致日光到着候ニ付、丹羽若狭守様御家来・内藤左京亮様御家来申合、右宿坊へ山中六左衛門・神又兵衛見廻申候処、兩人致対面申渡候は、明日椎名小屋場久次郎と申所をひて小屋場相渡申候付、御手伝方より人足諸道具為持可遣旨申候、但惣困矢来之儀は従公儀被仰付候之由申渡候、

一、右御用ニ付御被官より覚書廻申候趣、左ニ記之、

覚

一、繩張杭木

式・三本宛

但長四五尺、太貳寸

一、なよ竹

四・五本宛

一、繩

三・四房宛

一、かけや

壹挺宛

一、鋤鎌

二・三挺宛

一、御役人足

六・七人宛

右は明廿一日之朝五過ニ久次郎と申所迄御もたせ可被遣候、椎名伊予小屋場見分仕候、天氣悪御座候而も罷出候、右入用之儀江戸ニ而三人之御奉行衆拙者共方より可申達之由被仰候付、如斯御座候、以上、

七月廿日

内山清左衛門

大石忠左衛門

種橋助之進様

岡田長兵衛様

大島半兵衛様

穂高兵右衛門様

田村藤太夫様

堀伝左衛門様

＊七月二十二日

〔津輕藩江戸日記〕天和三年七月二十二日条

一、松平備前守様明日日光へ御発足被成ニ付、為御暇乞申之刻過御出、追付御扁被遊、

七月廿三日

一、椎名小屋場地地形平均可申旨、御被官衆より以廻状申渡之趣、左
二記之、

覚

椎名伊予小屋御鑄物鑄立候場所地形高下御座候間、明廿四日
明六過ニ御役人足百人程地形平均候諸道具御持せ御出候様ニ
可被仰合候、尤人足御つかひ候下奉行衆御出御尤ニ存候、私
共右之刻限ニ彼地へ可罷出候間、左様ニ御心得可被成候、以上、

七月廿三日

大石忠左衛門

内山清左衛門

種橋助之進様

岡田長兵衛様

鈴木治部右衛門様

原与三兵衛様

大島半兵衛様

穂高兵右衛門様

納左太夫様

舟生源右衛門様

田村藤太夫様

堀伝左衛門様

七月廿六日

三十八

一、巳刻從松平備前守様以御使御用有之候間、家老并本ノ役一人・
御普請方奉行一人可參之旨被仰越、依之、玄蕃并田村藤太夫・
山中六左衛門御宿坊へ致伺公候、若狭守様・伊豆守様・左京亮
様・能登守様御家来も參上仕候処、備前守様・甚兵衛様・五郎
右衛門様御列座ニ而被仰渡候は、御普請初来廿九日ニ而候、就
其被仰渡候義御書付御読せ被成、御五手惣奉行へ一通宛覚書御
渡被成候、并御普請中御扶持方請取日限之書付是亦御渡被成候、
此兩通之御書付左ニ記之、就其御書付之趣を以、玄蕃於御次、
鈴木長兵衛殿其外坂本三郎兵衛・内山清左衛門・大石忠左衛門
・鶴飛驒へ御普請初之諸式申談之、

覚

一、来廿九日卯刻御普請初ニ候之間、可被致其心得事、
一、明廿七日丁場御被官之者相渡候間、杭木持參請取可被申事、
一、御普請初翌日より丁場切之石垣・石柵等散乱之分取退可被
申事、

一、足代木從明日段々相渡可申候間、被出役人寸間等一所之大
工出し改させ申候間、念を入請取可被申事、
一、丁場切ニ不足石之分相改之員数早々書出可被申事、
一、足代へ詰候土俵入候之間、其支度可被申付事、
但員数之儀は重而可申渡事、

一、御宮方ニ番人被差置ニ而可有之候条、其心得可有之候場所

は見分之上重而可申渡事、

一、椎名小屋へ鑄物方奉行可被差出事、

一、火之番不限昼夜宿坊へも廻り可申候之間、其心得可有之候、

若宿坊并下小屋等出火之節は無断而入込消可申候間、兼而

火之番之面々ままとひ相給、灯燈之紋以下承置可被申事、

以上、

七月廿六日

御扶持方請取被申候日限

八月 十四日 十五日

同月 廿八日 廿九日

毎月右之日限請取可被申候、以上、

一、右之節三御奉行様御五手惣奉行へ被仰候は、明後廿八日より椎

名小屋へ鑄物方奉行出し候義、從御宮方老人、從御堂方老人、

兩人宛順番ニ可相勤候、但椎名伊予鑄物仕候時分唐銅へ之合せ

物仕候節は御定之通致調合候哉、差引も可有之候哉、為見届被

仰付候間、其節は從御五手老人宛合五人之奉行出し可申候、尤

奉行は輕侍可然由被仰渡候、

一、右之節三御奉行様御五手惣奉行へ被仰候は、御普請中宿坊并小

屋為火消役千人組頭之内萩原七郎兵衛・窪田甚之助被仰付候間、

其段各相心得可申由被仰渡候、

一、右之節鈴木長兵衛殿御五手惣奉行へ被申候は、今日三仏堂之脇

御宝塔へ之道筋御掃除被仰付候間、御宮御手伝方より人足出し

可申候、尤御普請奉行之内老人宛差添可申由被申渡候、

一、右之節鈴木長兵衛殿御五手惣奉行へ被申候は、明廿七日面々御

請取之御丁場御被官衆相渡候間、不殘仁王門前へ可相集候、尤

杭木等其外入用之請道具持參可仕由ニ御座候、長兵衛殿ニも右

之刻限ニ可被罷出由被申渡候、

但右廿七日御丁場請取之義は相延申候様子、委細日記ニ有之、

七月廿七日

一、從三御奉行様御書付二通を以被仰渡候趣、左ニ記之、

御宮方

足代材木仕分之覺

一、百四拾四本 樅・松・柾長式間半木 六寸角

六拾八本 丹羽若狭守

内、四拾八本 内藤左京亮 但老万石ニ付九本宛

式拾八本 津輕越中守

一、七拾貳本 同長式間老尺木 七寸角

三拾四本 丹羽若狭守

内、式拾四本 内藤左京亮

拾四本 津輕越中守

一、七拾貳本 同長式間老尺木 五寸角

三拾四本 丹羽若狭守

内、式拾四本 内藤左京亮

拾四本 津輕越中守

一、七拾式本 同長式間木 七寸角

三拾四本 丹羽若狭守

内、式拾四本 内藤左京亮

拾四本 津輕越中守

一、百五拾本 同長式間木 六寸角

七拾本 丹羽若狭守

内、五拾本 内藤左京亮

三拾本 津輕越中守

一、三百枚 同長式間木 幅老尺

百四拾枚 丹羽若狭守

内、百枚 内藤左京亮

六拾枚 津輕越中守

木数合八百拾本

但

三百八拾本 丹羽若狭守方へ請取、

式百七拾本 内藤左京亮方へ請取、

百六拾本 津輕越中守方へ請取、

以上、

覚

一、来廿九日卯刻より御普請初候間、一手より人足五人宛御出し可有之事、

一、御材木今日より被請取候様子は、請負之者引渡候上ニ候之間、御堂方三手、御堂方二手木数割付、勝手次第請負之者可相渡と申、日切迄段々御請取可有之候、尤従公儀大工棟梁出し寸間之儀は相改候得共、弥請取候節、下奉行中念を入改請取候以後、面々より今日は何程請取候と員数書付御越可有之事、

一、御材木被請取候ハ、面々請取之大工小屋場へ入置、番人差置可被申候事、

一、昨日も申渡之通会所小屋明日山口忠兵衛より相渡可申候間、番人被差置、豊以下御被官好次第御手伝下奉行中出合請負之方へ申付、御敷せ可有之事、

以上、

一、三御奉行様御五手本ノ役へ被仰候は、御材木并鉄物請負之手形写置、自然滞申義も御座候は請負之者へ可申越由被仰渡候ニ付、写留差置申候證文四通、委細諸式留帳末ニ有之、

一、松平備前守様於御宿坊堀伝左衛門・神又兵衛ニ被仰渡候ハ、足代御材木寸間改候棟梁三人、

下鉢石町 権九郎

西大工町 庄兵衛
蓮花石 弥左衛門

右之者共相改候得共、請負之者共と挨拶如何可有之も知れ不申候間、御割付之御書付ニ少も相違無之様ニ請取候役人へ急度申付、忝分も不足ニ候ハ、請取候事無用に可仕由、備前守様御直ニ堀伝左衛門・神又兵衛ニ被仰渡候、右棟梁三人見知置可申由ニ而、御家来西山治五右衛門引合ニ而伝左衛門・又兵衛逢申、御材木請取之場所等聞届申候、

一、仁王門下神人御番所当御手ニ而足輕四人ニ而代々相勤可申由、三御奉行様玄蕃へ被仰渡候、

一、松平備前守様玄蕃ニ被仰候は、御用ニ付御宿坊へ致伺公候度々上下着候、御普請始候以後は不苦候間、向後立付ニ而参上仕候様ニと御指図被成候事、

七月廿八日

一、今日申刻御用御座候由松平備前守様御家来天野六蔵・西山治五右衛門方より玄蕃へ手紙参候付、則備前守様御宿坊へ玄蕃致伺公候処、御五手惣奉行何も相詰罷在候、松平備前守様・保田甚兵衛様・山下五郎右衛門様御列座ニ而被仰渡候は、弥明廿九日御歛初ニ候得は、御規式等も首尾能様ニと被思召候、且は江戸へ聞へ候而も御規式不宜段は別而迷惑成義ニ候間、弥御規式首尾能様ニと被思召候、就其御廟之図御宮并御仏殿共ニ被仰付候

間、御絵図致拜見無相違様ニ可相勤由被仰渡、則御宮・御仏殿之御絵図を以段々御規式之次第被仰聞、其上鈴木長兵衛殿委細被申聞候、則御絵図玄蕃へ御渡被成、弥可申合由、三御奉行様被仰候、尤御本紙は明日差上候様ニ被仰候、

一、右之節三御奉行様被仰渡候は、於江戸被仰渡候之通、第一御黒印之趣何も急度可相守候、喧嘩口論之儀弥以堅可被申付候、如何様之子細有之候ても御山之内ニ而斬罪申付候儀は堅可致停止候之由、備前守様被仰候、甚兵衛様・五郎右衛門様ニも被仰候は、前々より終ニ御山之内ニ而斬罪等仕義は無勿体義、只今迄無之事候間、重々相慎可申由被仰渡候、

一、明廿九日御普請初ニ付御会所御入用ニ候間、薄縁十枚・わらむしろ廿枚、請負之者方より御宮方御三手之下奉行請取之、明朝御会所へ持参致候様ニと内山清左衛門申渡候、

七月廿九日

一、今朝於奥院御歛初之御規式終て三御奉行様御帰之節、於陽明門之内丹羽若狭守様御請取之御丁場之義、江口三郎右衛門ニ被仰渡、次ニ陽明門之外於鐘樓鼓樓之場内藤左京亮様御請取之御丁場之儀近藤惣兵衛ニ被仰渡、次ニ陽明門下於唐銅御鳥居場殿様御請取之御丁場之儀津輕玄蕃ニ被仰渡候、後刻御被官を以御丁場境杭を立、御割渡可被成之由被仰渡候、

一、於松平備前守様御宿坊三御奉行様御覚書以二通被仰渡候趣、左

ニ記之、

覚

一、仁王門前岩岐より東神人番所迄之事、

一、御本坊西側之事、

右二口丹羽若狭守丁場

一、御本地堂西より草輪塔東迄之事、

一、石之御鳥居両脇之事、

右二口内藤左京亮丁場

一、仁王門前岩岐より御本地堂西之方岩岐際迄之事、

右は津輕越中守丁場

一、御仮殿西側之事、

一、新宮馬場新道之事、

右二口真田伊豆守丁場

一、御殿東側南之裏御門迄、同光樹院坂西折廻之事、

一、御旅所之事、

右二口戸沢能登守丁場

右は来九月十七日御祭礼前ニ出来可仕事、

亥七月廿九日

覚

一、御石垣方九月御祭礼前ニ出来候丁場、別紙書付相渡候事、

一、明晦日より面々丁場へ人足出し、御石垣に取付、段々勝手

次第ニ御普請可被申付事、

一、石垣之分は早々元のことくに築直し、石之矢来等不足之分

先日も如申渡早々書付被差出事、

以上、

七月廿九日

一、仁王門内御蔵之前御番所番人之義、給人式人宛昼夜可相勤由三

御奉行様玄蕃へ被仰渡候、但御番所は従前々有来候御番所ニ差

置申筈ニ御座候、勤方委細諸式留帳ニ有之、

一、御宝塔へ御奉行様方御出之時分は、惣奉行之内老人宛可能越旨

三御奉行様玄蕃へ御差函被成候、

七月晦日

一、従三御奉行様土俵員数之義以御書付被仰渡候趣、左ニ記之、

土俵数之覚

御宮方

一、壹万四千六百四拾俵

六千八百三拾貳俵

内、四千八百八拾俵

貳千九百貳拾八俵

御堂方

一、壹万三千貳百八拾俵

七千七百四拾七俵

丹羽若狭守

内藤左京亮

津輕越中守

真田伊豆守

内、五千五百三拾三俵 戸沢能登守

二口合式万七千九百貳拾俵

七月晦日

一、三御奉行様被仰候は、明日於三仏堂之後土取場相渡可申候、其節鈴木長兵衛罷出候而差図可申候間、役人出合請取候様ニと被仰渡候、

一、從保田甚兵衛様・山下五郎右衛門様以御廻状被仰渡候趣、左ニ記之、

以手紙申入候、然者鈺鋼請負候冬木屋市兵衛方より椎名伊予

ニ鈺鋼可相渡候之条、其元鑄物奉行中一手より壱人宛被差出之實目相改、立合候而椎名方へ請取候様ニ被申付尤ニ候、為

其如斯候、以上、

七月晦日

保田甚兵衛

山下五郎右衛門

江口三郎右衛門殿 奉

木村縫右衛門殿 奉

近藤惣兵衛殿 奉

井関内蔵助殿 奉

津輕玄蕃殿 奉

一、從鈴木長兵衛殿足代木定之書付相渡り候ニ付、左ニ記之、

足代木請取之覺

七寸角 六寸五分迄は請取、入木為致可申事、

六寸角 五寸五分迄は請取、入木為致可申事、

五寸角 四寸五分迄は請取、入木為致可申事、

五寸丁 厚四寸五分迄幅は有次第ニ請取入木為致可申事、

右書付之分より細き分式本も請取被申間敷候分、廻し之義は念を入さし詰致、勘定入木請取可被申事、以上、

七月晦日

一、三仏堂より奥院御下段へ御普請通ひ道付申ニ付、内藤左京亮様御請取之場所と当御手御請取之場所之間ニ竹矢来可致之由、鈴木長兵衛殿被申渡候事、

＊〔津輕藩江戸日記〕天和三年七月三十日条

一、戌之中刻前日光より飛脚到来、御足輕大湯彦右衛門組成田善助

・成田七郎右衛門組黒滝戸右衛門右式人、昨晚酉刻過日光罷立候

由、松平備前守様・保田甚兵衛様・蒔田八郎左衛門様より御書

并鈴木長兵衛殿より御状到来、則刻差上之、

一、日光より御飛脚参候付、則刻真田伊豆守様へ御切紙被遣之、御使御步行伊豆守様よりも此方より御切紙被遣候内ニ参候、則差上之、